

子育て支援

保育料（保育園）

相模原市の保育料体系に統合します。

〔月額〕

区分	相模原市	藤野町	新市	
最高額	3歳未満児	61,700円	60,000円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
最低額	3歳未満児	3,500円	6,700円	
	3歳児	2,900円	4,500円	
	4歳以上児	2,900円	4,500円	

最低額については、前年分の所得税非課税・前年度分の住民税非課税世帯であり母子家庭などを除いた世帯です。

表は、現行（平成17年度）の保険料額です。

保育料の例（参考）

保育料は世帯の前年分所得税額、前年度分住民税額と児童の年齢によって算定されます。次の表は所得税階層区分のうち、比較的对象者の多い階層の保育料の例です。

前年分所得税金額（円）	相模原市	藤野町	新市	
20,000	3歳未満児	18,000円	22,500円	相模原市の制度に統合します。
	3歳児	16,400円	20,200円	
	4歳以上児	16,400円	20,200円	
160,000	3歳未満児	40,100円	45,700円	
	3歳児	31,100円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	
408,000	3歳未満児	53,200円	60,000円	
	3歳児	31,900円	33,500円	
	4歳以上児	28,000円	28,900円	

公立幼稚園

公立幼稚園については、現行のとおりとしますが、保育料等について調整を行います。

区分	相模原市	藤野町	新市
入園料	-	3,000円	入園料、保育料、送迎バス及び給食については、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行います。
保育料月額	-	12,000円	
送迎バス	-	有	
給食	-	ミルク給食	

児童クラブ育成料

児童クラブの育成料については、相模原市と藤野町で異なるため、合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
育成料月額	4,700円	10,000円	合併後3年以内に相模原市の制度に統合します。
おやつ代	2,000円		

藤野町は、おやつ代が含まれています。

表は、現行（平成17年度）の育成料等の金額です。

小児医療費助成事業

小児医療費助成事業については、藤野町の通院対象年齢の上限が3歳までとなっていますが、相模原市の制度に統合することにより、3歳から5歳までに拡大されます。

区分	相模原市	藤野町	新市
通院・入院	0歳～5歳	0歳～3歳	0歳～5歳
入院	6歳～15歳	4歳～15歳	6歳～15歳

所得制限については、相模原市及び藤野町とも0歳は無く、1歳から児童手当の特例給付水準を適用しています。入院時の食事療養費の標準負担額（自己負担）は医療費助成の対象外で、患者負担となります。

乳幼児各種予防接種

予防接種法及び結核予防法に基づいて実施される乳幼児各種予防接種事業については、相模原市の制度に統合しますが、料金、実施内容については、現行のとおりとします。



区分	相模原市	藤野町	新市	
集団接種	料金	無料		現行どおり
	実施内容	ポリオ、BCG	ポリオ	
個別接種	料金	無料		現行どおり
	実施内容	三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎	三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG	

藤野町が個別接種で行っているBCGは、日時及び場所を指定しています。

小児急病診療事業

小児急病診療事業については、休日・夜間における小児急病患者に対する医療の充実を図るための事業です。

現在、相模原市と津久井郡広域行政組合で協定を締結して実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

なお、合併後は、相模原市の制度を適用します。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
内容	初期救急（軽症患者） 【診療場所及び診療時間】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前6時 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（5病院のうち毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時	相模原市と協定を締結して実施している。（ただし、左欄のうち相模原南メディカルセンター急病診療所を除く。）	相模原市の制度を適用します。
	救急医療については、下段の「保健衛生」をご覧ください。		

学校教育

通学区域

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとします。

学校給食

小・中学校の給食については、現行のとおりとします。

区分	相模原市	藤野町	新市
小学校	完全給食	完全給食 ミルク給食	現行どおり
中学校	ミルク給食	ミルク給食	現行どおり

合併後3年間で藤野町の小学校及び相模原市と藤野町中学校給食のあり方を検討します。

スクールバス・コミュニティバス

藤野町で実施しているスクールバス・コミュニティバス（遠距離通学する小・中学生の送迎）については、現行のとおりとしますが、合併後5年間で事業内容の検討を行います。

救急医療

藤野町の救急医療は、津久井郡広域行政組合が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後の業務については、相模原市と藤野町の間で協定を締結し、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

また、診療時間、診療科目、診療場所の違いがあるため、合併後の新市において、医師会を含めてそのあり方を検討します。なお、藤野町で実施していない事業については、合併後、相模原市の制度を適用して実施します。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
休日・夜間急病	初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・相模原メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 ・相模原南メディカルセンター急病診療所 休 日：午前9時～午後5時 毎夜間：午後8時（休日の内科は午後5時）～午後11時 診療科目：内科、外科 休日については、眼科、耳鼻咽喉科を実施 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 【診療場所及び診療時間】 ・二次救急医療機関（内科12病院、外科11病院のうちそれぞれ毎日1ヶ所が当番制で対応） 休 日：午前9時～午後5時 土曜日：午後1時～午後5時 毎夜間：午後7時（休日・土曜日は午後5時）～翌日午前9時 診療科目：内科、外科	初期救急（軽症患者） 【診療場所、時間及び科目】 ・休日 津久井郡急病診療所 昼間：午前8時45分～正午 午後0時45分～午後4時 夜間：午後7時～午後10時 診療科目：内科、小児科 ・平日 津久井郡内診療所による在宅当番医制 午後7時～午後10時 二次救急（入院治療等を必要とする患者） 相模原市と協定を締結して実施しています。	現行どおり
	小児急病診療事業については、上段の「子育て支援」をご覧ください。		

保健衛生

基本健康診査

基本健康診査の検査項目については、相模原市は国の基準どおりであり、藤野町は独自で実施している項目がありますが、合併後、新市においては相模原市の検査項目で実施します。

また、一部負担金については相模原市の額となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
健康診査 一部負担金	基本 ・・・1,000円	基本 ・・・1,000円	基本 ・・・1,000円
	基本＋肝炎 ・・・2,200円	基本＋肝炎 ・・・2,000円	基本＋肝炎 ・・・2,200円

がん検診

集団検診については、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんの5がん検診すべてについて、相模原市及び藤野町とも実施しています。

施設検診については、相模原市はすべてのがん検診について実施していますが、藤野町は子宮がん、乳がん検診のみ実施しているため、合併後、新市において医師会を含めて検診体制を検討します。

また、一部負担金については、一部金額の相違が見られますが、相模原市の額となります。